

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

決算特別委員会会議録

(歳入、議会費)

令和 8 年 1 0 月 6 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1 開会年月日 | 令和8年10月6日(火) | |
| 2 開会場所 | 第1会議室 | |
| 3 出席者
(16人) | 委員長 中村 謙治郎
委員 拝野 健
委員 高橋 えりか
委員 松村 智成
委員 望月 元美
委員 早川 太郎
委員 中嶋 恵
委員 高森 喜美子 | 副委員長 寺田 晃
委員 大貫 はなこ
委員 田中 宏篤
委員 村上 浩一郎
委員 松尾 伸子
委員 富永 龍司
委員 秋間 洋
委員 太田 雅久 |
| 4 欠席者
(0人) | | |
| 5 委員外議員
(0人) | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副区長
副区長
教育長
企画財政部長
企画財政部参事
企画課長
経営改革担当課長
臨時特別給付金担当課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
用地・施設活用担当部長
用地・施設活用課長
清川二丁目プロジェクト推進課長
総務部長 | 服部 征夫
野村 武治
梶 靖彦
佐藤 徳久
関井 隆人
(都市づくり部長 兼務)
川田 崇彰
三谷 洋介
(経営改革担当課長 兼務)
高橋 由佳
久我 洋介
軍地 亮典
越智 浩史
反町 英典
伊藤 慶
小川 信彦 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

総務部参事	田 渕 俊 樹
区長室長	浦 里 健太郎
総務課長	福 田 健 一
人事課長	飯 田 辰 徳
人材育成担当課長	(人事課長 兼務)
広報課長	河 野 友 和
経理課長	(総務部参事 事務取扱)
施設課長	五 條 俊 明
人権・多様性推進課長	中 里 悠
総務部副参事	(選挙管理委員会事務局長 兼務)
総務部副参事	西 山 あゆみ
総務部副参事	
	(区民部副参事 (谷中防災コミュニティセンター長) 兼務)
危機管理室長	山 本 光 洋
危機・災害対策課長	小 池 雄 太
生活安全推進課長	國 寄 祐 子
国際・都市交流推進室長	(総務部長 兼務)
都市交流課長	木 村 裕
国際交流担当課長	金 田 春 江
世界遺産担当課長	(国際交流担当課長 兼務)
区民部長	内 田 円
区民課長	櫻 井 洋 二
くらしの相談課長	(区民部長 事務取扱)
税務課長	段 塚 克 志
収納課長	立 石 淑 子
戸籍住民サービス課長	小 林 元 子
区民部副参事 (谷中防災コミュニティセンター長)	
	(区民課長 兼務)
こども家庭部長	前 田 幹 生
こども家庭部参事	川 口 卓 志
こども政策課長	(こども家庭部参事 事務取扱)
(仮称)北上野二丁目福祉施設整備担当課長	海 野 和 也
子育て支援課長	別 府 芳 隆
子ども家庭支援センター長	小野田 登
保育課長	村 松 有 希

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

児童・青少年育成課長	穴 澤 清 美
こども家庭部副参事（児童相談所準備担当）	
	（子ども家庭支援センター長 兼務）
こども家庭部副参事（こども家庭センター）	
	（保健サービス課長 兼務）
文化産業観光部長	杉 光 邦 彦
文化振興課長	若 山 祐 樹
観光課長	横 倉 亨
産業振興担当部長	（文化産業観光部長 兼務）
産業振興課長	三 澤 一 樹
福祉部長	三 瓶 共 洋
福祉課長	福 田 兼 一
高齢福祉課長	大 塚 美奈子
介護予防担当課長	田 中 裕 子
介護保険課長	浦 田 賢
障害福祉課長	江 口 尚 宏
松が谷福祉会館長	平 田 佳 緒
保護課長	行 天 寿 朗
自立支援担当課長	（保護課長 兼務）
健康部長	水 田 涉 子
台東保健所長	（健康部長 兼務）
健康部参事	尾 本 由美子
健康課長	大 網 紀 恵
国民健康保険課長	松 上 研 治
生活衛生課長	田 畑 俊 典
保健予防課長	（健康部参事 事務取扱）
保健サービス課長	塚 田 正 和
環境清掃部長	遠 藤 成 之
環境課長	古 屋 和 世
清掃リサイクル課長	坂 本 一 成
台東清掃事務所長	廣 瀬 幸 裕
都市づくり部長	寺 田 茂
都市計画課長	松 崎 晴 生
地域整備第二課長	門 倉 和 広
地域整備第三課長	渋谷 謙 三

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

建築課長	高 木 悦 範
住宅課長	浅 見 晃
都市づくり部副参事	小 河 真智子
拠点まちづくり担当部長	田 邊 守
地域整備第一課長	長 廣 成 彦
土木担当部長	原 島 悟
交通対策課長	清 水 良 登
道路管理課長	三 宅 哲 郎
土木課長	高 杉 孝 治
公園課長	村 松 克 尚
会計管理室長	上 野 守 代
会計課長	落 合 亨
教育委員会事務局次長	佐々木 洋 人
教育委員会事務局学務課長	仲 田 賢太郎
教育委員会事務局指導課長	増 嶋 広 曜
教育委員会事務局教育改革担当課長	田 中 繁 広
教育支援館長	(教育改革担当課長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習推進担当部長	(教育委員会事務局次長 兼務)
教育委員会事務局生涯学習課長	吉 江 司
教育委員会事務局スポーツ振興課長	榎 本 賢
中央図書館長	村 上 訓 子
選挙管理委員会事務局長	大 野 紀 房
監査事務局長	吉 本 由 紀

7 議会事務局

事務局長	鈴 木 慎 也
事務局次長	久木田 太 郎
議事調査係長	吉 田 裕 麻
書 記	塚 本 隆 二
書 記	岡 崎 一 生
書 記	大 谷 彩 季

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（中村謙治郎） ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。本日から令和7年度各会計決算のご審議、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、審議の方法について、一般会計は、歳入歳出それぞれ各款ごとに、特別会計は、各会計ごとに歳入歳出を一括して審議、仮決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

次に、委員各位に申し上げます。円滑な審議を進めるために、原則として事前の通告に基づき質問を行っていただくとともに、個別の事業については成果説明書の該当するページを示してから、簡潔、明瞭に質問されるようお願いいたします。

また、各常任・特別委員会での審議の繰り返しにならないようお願いいたします。

関連質問については、直接関連のあるものに限らせていただきます。

次に、理事者各位に申し上げます。答弁は質問の趣旨を踏まえ、的確かつ明快に行い、単なる質問の復唱や各委員会での答弁の繰り返しにならないようご注意願います。

また、審議の円滑な進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、資料について申し上げます。本委員会から要求した資料については、理事者において検討した結果、資料項目一覧表のとおり提出されました。この資料についての質問は、関連する各款及び各特別会計ごとの審議で行うこととし、各款あるいは各会計にまたがる質問については病院施設会計の審議終了後、一括して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、各会計歳入歳出決算について、会計課長から説明を聴取いたします。

なお、質疑においては各会計の審議の中でお願いいたします。

会計課長。

◎落合亨 会計課長 それでは、令和7年度東京都台東区各会計歳入歳出決算について、主要

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

施策の成果説明書によりご説明いたします。

5 ページをお開きください。初めに、一般会計でございます。歳入決算額は1,407億8,508万9,024円で、歳出決算額は1,341億6,963万6,037円でございます。歳入歳出差引額は66億1,545万2,987円の歳入超過となり、このうち8億9,429万6,000円を繰越事業費の財源として繰り越し、57億2,115万6,987円を純剰余金として翌年度へ繰り越しました。

13ページをお開きください。一般会計歳入でございます。決算額の大きな款を中心に、決算額、予算現額に対する決算額との比較増減額及び収入率をご説明いたします。

第1款特別区税でございます。決算額は313億2,185万2,727円で、予算現額と決算額との比較増減額は3億6,753万727円の増、収入率は101.2%でございます。

22ページをお開きください。第6款地方消費税交付金、決算額は71億8,041万6,000円で、5,474万8,000円の増、収入率100.8%でございます。

25ページをお開きください。第9款特別区交付金、決算額は353億8,196万1,000円で、9,797万1,000円の減、収入率99.7%でございます。

31ページをお開きください。第12款使用料及び手数料、決算額は38億1,416万2,562円で、3億1,893万4,438円の減、収入率92.3%でございます。

50ページをお開きください。第13款国庫支出金、決算額は238億4,984万9,061円で、11億6,758万8,939円の減、収入率95.3%でございます。

58ページをお開きください。第14款都支出金、決算額は110億6,168万1,956円で、1億217万1,956円の増、収入率100.9%でございます。

80ページをお開きください。第17款繰越金、決算額は63億159万4,804円で、1億4,691万8,196円の減、収入率97.7%でございます。

83ページをお開きください。（「繰越金」と呼ぶ者あり）すみません。その前に訂正を。先ほど第17款のところで繰越金と申しましたが、繰入金に訂正させていただきます。申し訳ございません。

それでは、戻りまして、83ページをご覧ください。第18款繰越金でございます。決算額は87億1,638万6,575円で、425円の減、収入率100.0%でございます。

84ページをお開きください。第19款諸収入、決算額は52億4,709万1,592円で、2,700万8,592円の増、収入率100.5%でございます。

98ページをお開きください。第20款特別区債、決算額は26億9,834万円で、3億1,466万円の減、収入率89.6%でございます。

ページの下部をご覧ください。一般会計歳入決算の合計額は1,407億8,508万9,024円となり、予算現額との比較増減額14億2,620万8,976円の減、収入率99.0%でございます。

99ページをお開きください。（「99」と呼ぶ者あり）99ページです。失礼いたしました。99ページでございます。一般会計歳出でございます。各款ごとに決算額、予算現額からの決算額を差し引いた差引き額及び執行率をご説明した後、項の大きなものを中心に、決算額と執

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

行率をご説明いたします。

第1款議会費でございます。決算額は7億374万6,587円、差引き額は1,805万2,413円、執行率97.5%でございます。

101ページをお開きください。第2款総務費、決算額は261億8,442万7,405円、差引き額は12億6,921万1,595円、執行率は92.4%でございます。その下の第1項総務管理費、決算額は219億2,211万5,473円、執行率93.0%でございます。

131ページをお開きください。第4項戸籍及び住民基本台帳費、決算額は10億4,335万7,944円、執行率88.9%でございます。

139ページをお開きください。第7項区民施設費、決算額は10億7,492万5,067円、執行率96.8%でございます。

143ページをお開きください。第3款民生費、決算額は378億6,792万5,941円、差引き額は13億6,234万8,059円、執行率96.3%でございます。その下の第1項社会福祉費、決算額は150億8,782万7,326円、執行率94.8%でございます。

168ページをお開きください。第2項児童福祉費、決算額は62億4,059万4,762円、執行率96.7%でございます。

175ページをお開きください。第3項生活保護費、決算額は164億7,079万2,740円、執行率97.6%でございます。

180ページをお開きください。第4款衛生費、決算額は129億6,991万7,126円、差引き額は9億2,584万4,874円、執行率93.1%でございます。その下の第1項衛生管理費、決算額は17億6,871万8,418円、執行率92.9%でございます。

184ページをお開きください。第2項保健所費、決算額は14億9,051万2,426円、執行率97.1%でございます。

186ページをお開きください。第3項公衆衛生費、決算額は42億46万3,609円、執行率88.4%でございます。

209ページをお開きください。第5項清掃費、決算額は49億2,164万3,169円、執行率96.9%でございます。

214ページをお開きください。第5款文化観光費、決算額は20億2,926万6,371円、差引き額は1億7,940万3,629円、執行率91.9%でございます。その下の文化費、決算額は14億331万6,118円、執行率91.0%でございます。

223ページをお開きください。第6款産業経済費、決算額は39億7,273万9,240円、差引き額は3億8,369万7,760円、執行率91.2%でございます。

231ページをお開きください。第7款土木費、決算額は93億5,970万8,857円、差引き額は4億4,886万8,143円、執行率93.8%でございます。その下の第1項土木管理費、決算額は20億6,991万3,359円、執行率96.2%でございます。

237ページをお開きください。第2項道路橋りょう費、決算額は29億7,350万1,520円、執行

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

率90.5%でございます。

246ページをお開きください。第4項公園費、決算額は12億9,746万7,630円で、執行率93.2%でございます。

252ページをお開きください。第6項都市整備費、決算額は22億1,528万8,943円、執行率96.5%でございます。

261ページをお開きください。第8款教育費、決算額は312億1,507万950円、差引き額は14億2,674万8,050円、執行率94.1%でございます。その下の第1項教育総務費、決算額は35億3,358万4,110円、執行率96.4%でございます。

270ページをお開きください。第2項小学校費、決算額は65億4,259万9,147円、執行率90.6%でございます。

279ページをお開きください。第3項中学校費、決算額は16億2,431万182円、執行率93.1%でございます。

291ページをお開きください。第6項児童保育費、決算額は135億2,790万8,796円、執行率94.8%でございます。

303ページをお開きください。第8項社会教育費、決算額は25億2,051万1,928円、執行率97.4%でございます。

321ページをお開きください。第9款諸支出金、決算額は98億6,683万3,560円、差引き額は2億4,881万5,440円、執行率97.5%でございます。

325ページをお開きいただき、ページの中ほどをご覧ください。一般会計歳出決算の合計額は1,341億6,963万6,037円で、予算現額との差引き額は63億4,974万7,963円、執行率94.3%となり、翌年度への繰越しは16億9,191万4,000円でございます。

次に、特別会計についてでございます。特別会計につきましては、各会計ごとに決算額をご説明いたします。

327ページをお開きください。国民健康保険事業会計でございます。歳入決算額は222億5,036万4,502円、歳出決算額は216億9,831万300円で、歳入歳出差引額は5億5,205万4,202円の歳入超過となり、全額を翌年度へ繰り越しました。

357ページをお開きください。後期高齢者医療会計でございます。歳入決算は60億2,037万6,186円、歳出決算額は59億6,244万7,561円で、歳入歳出差引額は5,792万8,625円の歳入超過となり、全額を翌年度へ繰り越しました。

377ページをお開きください。介護保険会計でございます。歳入決算額は188億1,580万5,653円で、歳出決算額は184億8,524万9,934円、歳入歳出差引額は3億3,055万5,719円の歳入超過となり、全額を翌年度へ繰り越しました。

415ページをお開きください。老人保健施設会計でございます。決算額は、歳入歳出ともに7億109万3,026円でございます。

425ページをお開きください。病院施設会計でございます。決算額は、歳入歳出ともに15億

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

3,556万48円でございます。

以上で令和7年度各会計の決算のご説明を終わります。よろしくご審議の上、いずれの決算もご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ただいまの説明についての質疑は、各会計の審議の中でお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 令和7年度東京都台東区一般会計歳入歳出決算について、ご審議願います。

初めに、歳入歳出全般に関わり、各款ごとの審議になじまないものについて質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

それでは、ご質問がありましたら、どうぞ。

太田委員。

◆太田雅久 委員 それでは、まず最初に、令和7年度決算の全体像についてお聞きしたいと思います。

本年第1回定例会で我が会派の、当時、石塚幹事長が代表質問いたしましたところ、区長から、当面は歳入の増を大きく上回る歳出の増が継続していくと見込んでおり、今後、区財政は厳しい状況に置かれる可能性があるという認識が示されました。一方で、理事者からは、これまで賃上げや物価の上昇というのは経常的経費の増につながる一方で、個人所得や商品価格の上昇を通じて、特別区民税や地方消費税交付金などの歳入の増につながるものと考えているが、そこにはタイムラグが生じるとの答弁もありました。

そこで、投資的経費や臨時的な経費は年度ごとにばらつきがあるというふうに考えていますので、今後も継続していく経常的な部分について歳入歳出の伸びの変化も含めて、どのように分析、そして評価しているのかお聞かせください。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 お答えいたします。

経常的な一般財源等の決算額でございますが、6年度が前年度比7%増の705億円、7年度が前年度比7.4%増の757億円でございます。一方、一般財源等ベースの経常的な経費は、6年度が前年度比7.7%増の587億円、7年度が前年度比5.1%増の617億円でございます。したがって、両者の伸びを比較いたしますと、6年度決算では歳出の伸びのほうが大きく、7年度決算では歳入の伸びのほうが大きかったということになります。

このような結果となった要因といたしましては、まず歳入面では、特別区民税が引き続き納税義務者数の増や所得の増により増となったほか、都区間の配分割合の変更に伴う特別区交付金の増など、臨時的な歳入の増があったことが要因の一つと分析をしております。

また、歳出面につきましては、定年の段階的引上げが行われていることに伴いまして、退職

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

手当が隔年で増減するところ、6年度は多く、7年度は少ない年度だったということが要因の一つと分析をしております。このような単年度のみの要因を除きますと、6年度、7年度ともに経常的な歳入歳出の伸びはほぼ均衡している状況にあると考えております。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 均衡しているということで、取りあえずは今現状はそうであろうと思いますが、9年度からは投資的経費などが非常に多くなる、財政出動も増えていく、歳出の増が見込まれているわけではありますが、そこに歳入がどこまで追いついてくるかというような状況だというふうに思っております。非常にこれは注視していかなければいけないというふうに考えております。

もう一つ、一方で、本区の財政力を確認をしたいというふうに思っています。

財政の現状を見ますと、令和7年度の財政指標が掲載されていますが、23区との比較として財政力がどのような評価になっているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 主な財政指標でご答弁申し上げます。

7年度決算におきましては、純剰余金が減少したことによりまして、実質収支比率が5ポイント減少したほか、特別区民税や特別区交付金の増などにより経常収支比率が1.8ポイント改善いたしました。23区と比較した傾向として見ますと、これまでと大きく変わらず、実質収支比率の順位は6位と高く、経常収支比率は22位と下位に位置をしております。また、公債費負担比率と財政力指数は、23区の全体の数値とほぼ同じでございまして、順位も中位に位置をしております。したがって、経常収支比率が高止まりしていることを鑑みますと、引き続き財政の硬直化を招かないよう十分な注意が必要ではございますが、現時点では一定の財政力は維持できていると考えてございます。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 そうですね。8年度入ってからは実質賃金がプラスに転じているということで、しかし、そのような名目金の上昇よりも国のガソリンの補助金だった、電気、ガス、そういった料金の支援といった物価抑制策の効果と言われておりまして、物価高騰や賃上げの効果はサバイに波及する、政府が言っておりますが、いわゆる景気の好循環が生まれてくるかどうかは、もう少し長い目で見ていかなくてはならないだろうと考えています。

現時点では一定の財政力あるということではありますが、この辺りは長期的な視点を持って財政運営をしていくことが必要だと思っております。経常収支比率は相変わらず22位ということで低いですが、これも高値安定で台東区の体質じゃないかというふうに最近は思っていますけれども、しかし、それでもやはり財政の弾力性というのは、これはしっかりと努力していってもらわなければいけないというふうに考えていますので、引き続きよろしく願いしたいと思えます。

いろいろな網羅して最終的には総括で質問させていただきたいと思えますので、よろしくお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

願いいたします。

続きまして、A I の活用について質問をさせていただきます。

これは全庁的な話でありますので……。いいですね。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 質問させていただきますが、今、東京都からA I のいろいろなツールが示されまして、各課でいろいろな実証実験が行われているということですが、現状で今その進捗状況はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 お答えいたします。

令和7年度から東京都とG o v T e c h東京が開発しておりますA I 共同基盤A 1（えいいち）について、費用負担がかからない形で実証実験を進めております。A 1（えいいち）では、様々な業務に特化したアプリの開発が可能で、例えば報告書作成業務で従来1か月かかっていたものが2日ほどで完結できるようになった等の事例を積み上げている段階でございます。それぞれ異なる業務に合わせて作り込むことができ、これまでの業務フローの大幅な改善につながるものでありますので、今後さらに活用の幅を広げていきたいと、そのように考えております。

○委員長 太田委員。

◆太田雅久 委員 A I が初めて導入されたときに、ある答弁でちょっとふっと引っかかって、ご本人とちょっとお話しさせていただきましたが、A I はあくまでも手段であって、そこに自分の考えや思いをしっかりと入れて、ハートフルなしっかりと答弁、あるいは議事作成などしていただきたいなというふうに思っております。

改めて、各課でやっているような、ほかにもいろいろな実証実験が行われていることですので、これも改めて総括で触れたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ごめんなさい。1つ、この実証実験やった結果、評価をして、それから改善も必要でありましょう。それから本格実施に移って最終的に効果検証を行って、改めて実施するという流れ、また、新しいものやいろいろな変化に応じてそのたんに改善をする必要もあると思いますので、そのシステムをしっかりと構築していただきたいと、ここで話をさせていただきます。じゃあ、総括でよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 昨今の物価高騰とか賃金上昇というのは、区財政に多大な影響を与えていて、今年度、令和8年度の予算規模は1,532億円。5年前の令和3年度当初予算と比べて1.5倍近くになっていて、その予算を組むために基金残高の3分の1、200億円近くを活用せざるを得なかった。今年の第1回定例会の代表質問で、私、もはや樂觀できる財政状況ではないといったレベルではなくなっているのではないかと述べさせていただきましたけれど、今回審議させていただく7年度決算においても、物価高騰とか賃金上昇の影響というのは、区財政全体

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

に多大な影響を与えているのではないかと考えています。特に投資的経費においては、そもそもの額がすごく大きいので、確認しておきたいんですけど、インフレ条項の適用が当たり前のようになっているので、かなり上昇しているのかなとは思っていますけれど、現行の保全計画の中で総係費を試算していますが、そのときと比べて、どのくらい建築コストが上がっているのか。例えば平米単価とかでもいいので、分かる範囲で教えていただけますか。

○委員長 施設課長。

◎五條俊明 施設課長 お答えします。

令和5年度3月に改定しました台東区公共施設保全計画のコストの設定の平米単価と実際に令和7年度、8年度で契約しました小・中学校等の大規模改修工事の平米単価と比較しますと、約1.8倍から2倍の建設コストが上がっているところでございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 やはりかなり上がっているなどとは思っていましたが、前聞いたとき1.4とか5とかいう数字聞いたような気がするんですけど、それこそもう今2倍近くになっているんですね。分かりました。

次の質問に行きますが、歳出の増は物価上昇だけではなくて、区全体が行っている新規や充実など新たな行政需要に応えるためだったりとか、あとは国などの制度変更などによって対応するため経費が増えている部分もあると思ってまして、令和6年の企画総務委員会でここ10年間の予算事業数の増減を伺ったときに、事業数は43事業の増、ただし、職員費の計上方法の変更があって、そこを加味すれば約100事業ぐらい増えているといった答弁だったと思っているんですが、直近の状況もちょっと確認させていただければと思います。

予算の増額は新規事業だけが影響するわけではなく、事業の充実もあるので、この決算年度、補正予算分も含めて新規・充実した事業数、どのぐらいあったのか教えてください。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 一般会計の予算事業数でご答弁させていただきます。7年度の新規・充実事業数は、当初予算で119、補正予算で73の合計192でございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 200弱ぐらいってことですね。

あと事業数についてはもう1点ちょっと教えていただきたいんですが、この決算書を見ると、相談業務というのが各所管で行われているんですけど、せっかくなので伺わせていただきたいんですが、区全体でどのくらいの数があるのか。予算事業数でいいので教えてください。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 今年度実施をしました事務事業評価における事業類型で窓口相談の事業に分類した事業数でお答えいたしますと、令和8年度は94事業でございました。

○委員長 早川委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆早川太郎 委員 本当に相談事業とか窓口業務って区の基本ですので、そこそこあるだろうなと思っていましたけれど、94事業ぐらいある。分かりました。ありがとうございます。

次行きます。最近、最近というか、昨今なんですが、日銀の利上げなどもあって長期金利が3%を超えていて、何かマスコミ報道とかでも30年ぶりの高水準となっているという記事が出ていたりとかするんですけど、当然ながら基金や区債にも影響があるんだと思っているんですが、その辺の状況を教えてください。

○委員長 会計課長。

◎落合亨 会計課長 私のほうからは、基金の運用利回りということでお答えさせていただきます。

令和6年度で平均を取りますと0.1491%であったものが令和7年度、委員ご指摘のとおり、銀行の定期預金の金利上昇を受けて0.3423%に上昇してございます。以上でございます。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 特別区債の借入利率について答弁させていただきます。

特別区債の平均借入利率の経年変化を見えますと、令和元年度から3年度まではいずれも0.2%程度で大きな差がございましたが、令和4年度は0.6%、令和5年度は1.0%、令和6年度は1.4%、令和7年度は2.1%となりまして、令和4年度以降、急上昇している状況でございます。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 本当にずっとこのところゼロ金利が続いていて、そこも踏まえた上で区債発行とかいうのがあったんだと思うんですけど、やはり金利がどんどん上がっていってくると、その辺も少し考えていかなければいけないのかなということが分かりました。

次の質問行きます。この年度では最終補正での計数整理、以前もちょっと委員会でお話しさせていただきましたが、私が区議になってから15年ではお目にかかったことがないような項目で予算計上がなされていて、例えば配当割交付金とか株式譲渡所得割交付金とか特別区交付金の特別交付金など20億を超える増額補正をしていて、代表質問でも述べましたけれど、8年度の多額の基金運用を見込まざるを得ない状況を考慮して、基金積立ての財源確保のために今までは予算計上を見送っていたものまで活用せざるを得なかったのではないかなって思ってしまうぐらいの内容で、基金の積立ても積極的に実施しています。

そういった年度でもあるので、ざくっとでも単年度収支がどうなっているのか理解しようとしたときに、なかなか分かりにくいというのが正直な感想で、一つの指標として財政の現況にも出ている実質単年度収支というのがあって、これはこれでその意味があると思っているんですけど、この計算式には決算には反映されない、その年度の返還金とか財源調整のための起債発行額などが含まれていないんですね。以前、令和2年度の決算で剰余金や返還金、基金と起債の活用による財源調達の影響を除くため、その財源を除くため試算を伺ったことがあるんですけど、乱暴なやり方だとは思っているんですが、それと同じような計算式で計算する

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と、7年度はどうなっているのか教えてください。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 令和2年度決算についてご質問いただきましたときと同じ計算方法で算出いたしますと、7年度決算ではマイナス16億7,000万円となります。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 たしか令和2年度決算のときは、マイナス11億1,000万だったって答弁あったと思うんですけど、歳入が増加していても、新型コロナの影響を多大に受けた年度だった2年度と比べてもマイナス額が増加しているんだなってことが分かりました。ありがとうございます。

最後に、いつも聞いているので教えてほしいんですけど、中長期的な視点での影響もぜひ確認しておきたいので、財政収支推計はどうなっているのか教えてください。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 予算編成方針を検討するに当たりまして、本区の人口推計や国の中長期の経済財政に関する試算などの数値を用いて機械的に試算を行っております。その結果では、8年度から12年度までの5年間で約913億円の財源不足が生じる見込みとなっております。昨年度の決算特別委員会で同じご質問をいただいた際は、同期間で約729億円の財源不足が生じる見込みとご答弁させていただいております、それと比較しますと、事業の充実、それから物価高騰や賃金上昇の影響もございまして、財源不足額が拡大したものと考えております。

○委員長 早川委員。

◆早川太郎 委員 今のことだけを聞いていると本当に大変な状況なんだと思いますので、私も総括で区財政について及び行政経営についてやらさせていただきます。以上です。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 まず、歳入歳出全般に関わる部分で幾つか確認をさせていただきたいと思います。

一般会計全体の執行率が94.3%、不用額が約63億円となっておりますが、このような不用額が生じたのは、需要が減ったからなのか、それとももともとの見積りが過大だったのか、要因を教えてください。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 お答えいたします。

例えば各事業におきまして、予算編成時点での単価や人数の伸びを見込んで計上しておりますけれども、それが実績が予想よりも伸びなかったことで不用額が発生したケースですとか、あと工事などにつきましては、入札の結果、契約差金による不用額が発生したケースもございます。また、今申し上げましたとおり、要因は様々ございますけれども、予算編成におきましては、複数社から見積りを徴取する、それから過去の同種の事例の執行率を参考にする、また物価高騰の影響を適切に踏まえるなど、様々な角度から適切な予算となるように精査をした上

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で予算計上しておりまして、不用額につきましては、結果として生じたものと捉えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 需要が減っているのに予算を据え置くと、執行率低下は来年も繰り返されると思いましたので、質問をいたしました。人件費や障害福祉サービス、保健、保育委託など気になるところありますので、そこは改めてそれぞれの歳出のところで確認をしたいと思います。

次に、経常収支比率について確認したいと思います。

経常収支比率は81.5%で、前年度83.3%から1.8ポイント改善しました。先ほどのご質問に対する答弁で比率が改善した理由は分かったんですけども、それでも23区中22位で、特別区全体の76.5%を大きく上回り、高止まりの状況が続いていると思います。その要因も教えてください。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 本区は1人当たりの扶助費の額が従来より高いことですか、あとは人件費の増などが要因の一つと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 経常収支比率は、長期総合計画では令和10年度末に70%台、80%台前半にすることを目標に掲げており、7年度決算では一応達成をできているのかなと思っております。しかし、賃金の上昇や物価高騰などを踏まえると、人件費や物件費など、今後も経常的にかかってくる経費は増加するのではないかと思います。この数値を維持していくために今後どのようにしていくのでしょうか。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 経常収支比率を維持していくためには、経常な歳入を増やす、もしくは経常的な歳出を減らすという方法しかございません。そのため引き続き事務事業評価等を通じまして、緊急性が低い事業などについて、積極的に廃止・縮小を検討するほか、事業実施に当たりましては、国や都の補助金の活用を進めるなど、収入確保の取組を進めてまいりたいと考えてございます。また、公債費につきましても、民間等資金は手数料負担ですとか割引等の課題がございますので、公的資金から優先して借入れをするなど、慎重に活用していくことで財政の硬直化に留意してまいりたいと考えてございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 今、特別区債の答弁がありましたので、併せて確認をさせてください。投資的経費は133億円で5年ぶりの増加です。これを、備えるために公共施設建設基金の積立てはプラス28億3,000万円、残高は649億円まで厚くなりましたが、一方で区債残高は221億円になっています。9年度以降に実施を予定している施設整備や大規模改修工事が幾つもあると思いますが、それに対し起債をどうするかの基準があるのでしょうか。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 例えば公的資金債を発行できる可能性が比較的高い学校施設の大規模

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

改修については、優先して区債発行の対象にするなど、優先順位をつけながら、最終的にはそのときの基金残高ですとか一般財源の状況などを総合的に考慮いたしまして、個別のケースごとに判断をしてまいりたいと考えてございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 仮に金利が3%になった場合、公債費はどれくらい増えるのでしょうか。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 借入れの額や借入れの条件によって変わってまいりますけれども、例えば10億円を償還期間15年、据置き1年で借入れを行った場合には、償還の総額は元金のおよそ1.25倍になるものと試算をしております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 令和7年度、基金も大きく取り崩していると思うんですけれども、予算段階では幾ら取り崩す予定で、決算では幾ら取り崩したのでしょうか。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 予算段階では、介護給付費準備基金を除きまして約106億円を取り崩す予定でございました。決算での実際の取崩し額は約59億円でございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

次に、特別区税、13ページのところなんですけれども、特別区税の……

○委員長 特別区税はまだ。

◆中嶋恵 委員 じゃあ、全般について、すみません。この後のちょっと続きのほうは総括のほうで質問させていただきます。

○委員長 よろしいですね。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の異常な物価高騰に加えて、台東区は23区でトップクラスの地価上昇率。この中で台東区に住み続けられない、そういうまちに今、残念ながら変わろうとしています。私、今回の決算委員会は、そういう中で区の財政が前年度どのような執行の仕方をしたのかという角度、あと来年度の予算がマイナスシーリングを出したようですけれども、そういう状況なのかということ、ここを中心に今回の決算委員会には臨みたいと思っています。

先ほど各位からありましたけれども、資料の15、今日の資料の15見ていただければ明らかのように、先ほどありましたが、実質単年度収支、一番右側になりますけれども、これは企業でいうと純資産の増ですよ。つまり、繰越しにさらに繰り越して利益を増やしていくという状態が13年続いているんですよ、台東区は。普通これ健全だったら、例えば1年ごととか2年置きに三角があって、それは納税者に還元するってことですから、そうじゃなくて一方的に利益を出し続けているという、こういう状況で今の区民のそういう本当に切実な暮らし、あるいは福祉、教育、こういうところの要望に応えているのかという、このところというのが私は

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

問われるというふうに思います。その角度から、私はやはり公共を取り戻す、公の再生とか、これが今本当に区に、台東区政に求められているんじゃないかという角度から、5点、全般の問題で質問したいと思います。

まず、第1は昨年から今年、いや、一昨年ぐらいからかな、台東区が業務委託している事業者、あるいは指定管理事業者も含めて、区民等との関係、あるいは区との契約上、問題がありながら区に隠していた、こういう事例が続いています。典型的なのは今年の5月に発覚した小学校での放課後子供教室の委託事業者が子供に土下座しろという、あれを台東区に1週間以上報告を隠していたと。その法人の本部も知っていたというようなのがありました。昨年は私、うちの会派としても取り上げましたけれども、上野の客引きの防止のあれが区とのいわゆる仕様書をきちんと守っていなかった疑惑というのがありました。あと清島温水プールの事故隠し、こういう問題も私たちは指摘してきました。

そういう点では今、区が本来であれば、でも区の職員が全部できるわけじゃないから、しかし、委託というのは、これはやらざるを得ないところというのは認めつつも、やはりどのようにこういう委託事業のチェックをしているのかと、これについていかがですか。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 委員からお話のありました委託事業と、あと指定管理者制度に関してお答えをさせていただきます。

委託事業においては、委託開始の前にまず仕様書に基づき履行内容や履行体制、履行手順等について受託事業者と打合せ等を行っております。また、指定管理者制度におきましても、指定管理期間や各年度の開始前において協定の締結などに合わせて、業務内容や水準を事業者と確認をしております。その上で、いずれにつきましても、履行期間中は各所管におきまして、現地確認ですとか事業者からの報告等を通じて業務状況を把握し、課題があれば随時改善を求めているところでございます。

また、今年度、当初には必要に応じて、そういった確認方法、現在の確認方法を改め、受託事業者や指定管理事業者との情報共有をより密に図るよう、全庁的に周知をしたところでございまして、今後も適切な履行管理に努めていきたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど例に挙げたうちの1つは、タイムカードもなかったわけですね。出退勤管理がなされていない、こういう状況を区はチェックできなかったわけですよ。今、課長が言った答弁で、事前の打合せ、あるいは事後のチェックの仕方の改善というのはあっても、これ文書だけで済ませているとかいうようなことになれば、こんなの見逃してしまうに決まっているんですよ。だから、そういう点ではやはり私は、この事業というのが区民福祉にとってどういう事業なのかというのを決定的に意識づけて、それを逸脱した者はやはりきちんと、この間のあれもどうなのかなと思うんだけど、指名停止にしましたよね、小学校の放課後子供教室は。そういう判断というのは、しかし、もう一つの小学校でやってんだ、まだ、あそこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の法人は。だから、私は厳しくやらないと、台東区は、ちょっと言葉は悪いけれど、なめられちまいますよ。本当に私はその危機感を持っています。

この年度で委託事業者への苦情、あるいは公益通報的なものというのはどのくらいあったんですか。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 委託事業者等への苦情の件数につきましては、苦情は受託事業者と各所管との間で適切に共有、把握し、対応することとなっております、区全体での総数というのは把握をしてございません。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 だから、幾つかあるか分からないということなんだよね。区がトータルで把握していないということは、つまりその事業者に苦情がおたく幾つありましたかって聞くというのものかもしれないけれど、でも、やはりこういうものというのは、もう本当に全部平穩できちんと仕様書どおりにやられているというふうに、だったらそれはいいですけども、少なくともこの一、二年のこういう問題というのはそうではなかった。むしろ私は氷山の一角なんじゃないかというふうに思います。

そういう点ではやはり、この指定管理者は定期的な点検されますけれども、それも私は十分じゃないと思っていますが、委託事業者に関しては、特にやはりその辺はなぜこの事業を区は区民福祉のためにやっているのかという、徹底した意識づけをやっていただくこと前提でお願いしたいと思います。

あと2点目ですけども、コンサルタントの仕事、資料の、今日の朝もらったんで、資料の、これ幾つになるんだ。（「16」と呼ぶ者あり）16、すみません。ありがとうございます。コンサルタント、資料16です。これを見ていただければ分かる通り、令和3年27件だったコンサルがどんどん増えて、この年度は、決算年度は63件になっています。これ計算、縦計をこれ入れますと、令和3年度は総コンサルの支出、これが大体1億6,000万でした。それがこの7年度は10億5,000ですね、10億5,000。すさまじい増え方をしている、10倍まではいかないけれども。これは非常に土木が圧倒的なんですけれども、土木がどうだということを今日は言いたいわけじゃなくて、このように増えていることが、確かに人が少ない、あるいは特に5階は本当に大変だなって私、思いますよ。だから、コンサルに投げざるを得ないというのも分からないわけじゃない。だけれども、この増え方というのが逆に区の職員の政策立案の機会、あるいは能力、このようなものを向上させるのを妨げているんじゃないかと。そういう点では最小限に抑えるべきじゃないかと思うんですが、その辺の問題意識ってあるんですか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。

区では、各種計画の基礎調査や策定支援業務のほか、今話にありましたまちづくりに関する支援業務など、専門的な分野における支援、分析などにコンサルタント事業者を活用しており

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。その委託内容としましては、専門的見地からの客観的な課題の抽出や分析など、政策立案に向けた支援業務となっております。一方で、調査結果や分析データを基に今後の施策、事業を組み立てていく政策立案につきましては、区職員が行っておりますし、今後とも職員の能力向上のためにもしっかりと区職員が担ってまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 ぜひそれは本当に肝に銘じていただきたいんですね。というのは、これだけの、先ほどの決算額からしても、2億円ぐらいだったのが10億円超えているわけですから、これというのはどこかにやはり、もちろんやる仕事が増えているというのはあると思う。あと計画も、率直に言ったらこんなん要るのかなと思うような計画もありますよ、悪いけれど。だけれど、そのようなのもやらざるを得ないと、国も結構なことを言ってくるというようなことがありますので、それを全く否定するわけじゃないんだけど、やはり職員、後で人事の問題はあしたやりますけれども、やはり若い職員が本当に公務員になってよかったと、やりがいを求めているというような、そこまでしていくためには、あんまりコンサルに投げないほうがいいですよ。みんなで考えようというふうな、そういうやはり私は運営をしていくべきだというふうに思います。

あと3つ目ですけれども、先ほど出てきたA Iですけれども、A Iを活用している業務というのは幾つあるのか。ここ3年ぐらい遡って示していただきたいと思います。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 お答えいたします。

A Iにも様々なツールがございますので、その点を整理しながらお答えをさせていただきます。まず、生成A Iでございますが、令和6年度に情報政策課で導入し、全庁展開しております。用途が非常に多岐にわたるため、業務数ではなくて、ユーザー登録者数で申し上げますと、6年度末が496名、7年度末が815名、今年度は9月末時点で1,081名という推移になってございます。

2点目に、A I－OCR、紙の書類の文字を識別してデータに変換するものでございますが、こちらは令和3年度に情報政策課で導入し、毎年度対象事業が増えている状況でございます。5年度が45事業、6年度が70事業、7年度が154事業となっております。

3点目に、入力内容を理解し、文章の応答を行うA Iでございますが、令和3年度に区公式ホームページでA Iチャットボット、また令和6年度に保護課で生活保護ケースワークA I支援サービスを導入しております。

最後に、相談業務を支援するソリューションについては、子ども家庭支援センターで令和6年度から、男女平等推進プラザで令和7年度から導入しております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、出てきた最後の相談業務の中でA Iを使っているのはばたき21の相談室とか、あるいは要保護児童支援のネットワークへのA I相談システム、これに、あるいはまた、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

これは職員のツールとして使っている保護課のケースワークでのA I 支援サービス、これなどが私、窓口等での区民の相談を受け付ける職員のスキルというか、寄り添うというか、そういう能力を妨げているようなところというのはないのかと。この辺について時々ちょっと疑問に思うところがあるので、これについてはどういう認識なんですか。

○委員長 情報政策課長。

◎久我洋介 情報政策課長 A I の活用は、業務効率化とか情報共有の迅速化、また今委員おっしゃっていただいた相談支援システムなどについては、業務経験の浅い職員の学習であったり、区民対応の判断をサポートできるなど、非常に大きい導入効果があると考えております。その一方、課題という点で申し上げますと、例えば生成A I では、簡単に答えが生成されてしまうため、職員の思考能力の低下であったり、体系的な知識だったり、主体性の欠如などにつながるのではないかなという意見があることも事実でございます。ただ、使い方を工夫することでその点というのは対応できると考えておまして、生成A I でいえば様々な切り口の答えがつくられるので、自分では思いつかない論点とか気づきを得ることもできますので、A I のやり取りを通じて、広い視野の獲得など、職員の能力向上にもつなげることができると考えております。

先ほど委員からお話のありました相談支援システムについては、単純業務の効率化ということもできますので、それで浮いた、生まれた時間を相談の質の向上であったりとか、知識の習得にもつなげることができると、そのように考えてございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 はばたきとか要保護児童のほうのA I の相談のやつは、これ実際にA I 任せにせず、職員が伴走しているというんだ、私、確認しているんだ。これは私、むしろ文書業務などが効率的になるのはいいことなんだろうなというふうに思っている部分はあるんです、率直に言って。だからA I の活用というのはもちろんいいことなんですけれども、窓口で例えば、私など保護課のケースワーカーさんとよく話すことが多いものですから、そうすると、もちろんみんな頑張っているし、優秀ですよ。だけれど、前であれば、質問すれば根拠を割合、例えばなぜ給付できないのか、あるいはここについてはこういう考え方できるとかいうものというのを体系的に理解しながら答えていましたよ。今、残念ながら、結論だけ生活保護受けている方に伝えてしまうという。非常に奥行きのない対応というのが時々見られるんですね。これは別に保護課のそのケースワーカーさん責めているわけじゃないです。本当に一生懸命やっているし。ただ、私、それがA I の責任かどうかは分かりません。ただ、昔だったら生活保護ハンドブック、こんな分厚いやつを持って一生懸命引いて、そうすると全体の体系の中でそれが何なのかというのが理解できる。今、A I だから、ぼんと言えば、ぼんと出てきてしまう。それがどういう体系の中で、やはりページをめくりながら、この体系の中でどうだということころの、私はその辺にも影響あるんじゃないかと、非常にちょっと紋切り型が多いかなと最近、対応でね、というようなことを感じていますので、その辺について、先ほどのコンサルに投げて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

しまう問題と、AIに頼る、何ていうか、危険というか、そのような問題としてちょっと指摘をしたということでもあります。

あと4つ目ですけれども、これ款、項をまたがるという点では、ジェンダーの視点なんですね。区はジェンダー主流化を掲げてもう長くなります、もう7年ぐらいになるのかしら。この年度は男女、新しいプラン、推進プランが始まった最初の年度であります。そういう点では、やはりこの年度、多くの、111だったかな、事業を抱えて、構成する事業を抱えて出発しましたけれども、これがそれぞれの部局でどう進んだのかと、それ主な施策、あるいは事業で示していただきたいと思いますが。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 ジェンダー視点の施策につきましては、庁内各課で取組を進めておりまして、例えば人事課が以前から取り組んでいる男性職員の育児参画に向けた取組については、7年度の男性職員の育児休業取得率は、6年度より0.4%下がったものの、一月以上取得した男性職員の割合が約20%増加しています。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私も、議会の事務局でも育休取って、本当に生き生きしてすごく勉強になったと、子育てが、子育てって、そういう点では、しかも一定の期間取れて、本当にこれからの公務員人生というか、その中で本当に役に立つんだろうなというふうに思って、それは私も本当に実感しているところです。

女性管理職の比率も、台東区はそれなりに高い区でもあります。そういう点では、人事系のところでは一定の奮闘というのは分かるんですけれども、やはりそれぞれの部局ですよ。この事業というのは全ての部局にまたがってあるわけで、そういう点では進捗管理というのはそれぞれのところでやられているんですか。

○委員長 人権・多様性推進課長。

◎中里悠 人権・多様性推進課長 区では台東区男女平等推進行動計画を定めておりまして、計画推進の基盤として、ジェンダー視点による区政運営の推進を掲げています。

また、計画事業については、毎年、各課の実施状況を調査して、進捗管理を行っております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私は計画事業だけではなくて、計画事業はやるのは当たり前ですよ、報告書を上げなければいけないでしょう、そちらに。だけれど、全て政策立案の基本にジェンダーを据える、ジェンダーの視点を据えるということというのは、これちょっといろいろな部署で、これは各論でやっていきますけれども、款項審議の中でやっていきますけれども、ちょっとその辺はどうなのかなというふうに思っています。もちろん指標、施策評価の事業等は、これはやられているのは当たり前ですが、全ての、それ以外のものでも、やはりきちんとやっていくということというのを、またそれぞれのところでやっていきたいと思います。

あと、最後ですけれども、やはり地価の高騰の影響というのは、本当に住めないまちに今な

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

り始めていると。この間、まち回っても、今、私、住宅アンケート、まちで集めていますけれども、本当に家賃の支払い額が収入の5割を超えるというところがざらに出てきていますよ、今、本当に。あと、高齢者がどうしても建て替えて、売って出ていかざるを得なくなるというところ、たくさんこの間見てきました。そういう点では、やはり今の地価の高騰が区民生活と中小事業者の事業活動、あと介護、福祉事業者、こういうところにどんな影響を与えていると認識しているのか、これについて伺いたい。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。

一般的には地価が上昇することで、土地の購入価格は当然ですが、賃貸物件の賃料も上昇の影響を受けるものと認識をしております。民間企業が公表しているデータによりますと、ここ数年、やはり賃料は上昇しており、また産業振興課の商工相談の中でも、家賃の上昇によって、店舗物件を探すのに時間がかかってしまうというような相談も受けているような状況です。地価の上昇は、集合住宅やオフィスビルなどに入居している区民や事業者にとっても、やはり支出面で当然に影響があるものと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 それだけに、私は区民福祉にとって、台東区の公共施設、あと区有地、このようなものが本当に暮らし、福祉を支える上で貴重な財産であるというふうに思うんですね。ここは率直に言ったら、今の市場原理に影響されずに、区が政策目標を持って維持、あるいは拡充していくということを妨げられない、これは区独自の、そういう点では、今、どんな地価が上昇しようとも、台東区が持っている土地とか公共施設というのはそういう貴重なスペースであると。そういう点では、そういう認識というのは共有しているんですか。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 当然、庁内の職員全員が区有地、区の公共施設というのは、委員ご指摘のとおり、区民にとっての貴重な財産だという認識は、当然、我々のほうでは認識をしております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 私はここがこれから恐らく、総合管理計画、公共施設の、あるいはそういうところにだんだん、また向かって、改定に向かっていく中で、私はファシリティーの名の下のリストラとか、あるいはこの前は三筋老人福祉館の問題も一定の議論しましたけれども、別にあれがどうだということじゃないですよ。あれだって、私はあそこをきちんと、保育園を建て替えるという方針は評価しています。でも、そういう一つ一つのものという公共施設が、やはり何ていうんですかね、区民の今の状況、福祉やコミュニティ、そういう状況、あるいは人権、そのような状況からして、本当に大事なとりでなんだと。だから、そこを一切手をつけるなどと言いきり過ぎだけれども、しかし、きちんとやはり貴重な財産、資源として生かすという立場を貫いていただきたいということは申し上げておきたいと思います。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 私はこの7年度、本当にデフレから脱却し、経済状況が回復していくという、そういう1年だったなど。そこで、区の特色的な取組というのは非常に印象に残っております。国もこの物価高に各自治体を応援するような取組がございまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を出しまして、各地域を応援いたしました。台東区におきましても、そうした国や都の財源を活用して、区民生活に資する、そういう施策をいろいろと打ってきた、そういう年度だったなというふうに感じております。

特別区交付金につきましては、この都区間の配分割合というのが変わりました。これはまさに区議会、都議会を経験している服部区長などのそうしたご努力によって、長年なかなか変わってこなかったこの配分割合が変わって、56%になったというのも大きかったんだと思いますし、また、人口増による区民税の増も収入の面では大きかったなというふうに感じております。

そういう中で米不足という状態が起こって、これまでにない区民生活の中での影響がありました。そこでおこめ券を区民に配るということで、区民の生活、一助になったと、大変多くの方からうれしかったという声も聞かれた政策でありました。その後、本当にお米が高騰して、区民の生活に影響を与えた一年だったというふうに思っております。

そういう中で、区は、第1子からの保育料の無償化、あるいは補助教材の無償化、そしてまた給付については、食料費等高騰対応給付金、また物価高騰対策事業者の支援、そしてまた防犯上のことではありますけれども、悪質な犯罪が増えていく中で、個人住宅への防犯機材の購入の支援、こういうことも続けてやっていただいたと、まさに区の仕事はその時々いろいろな状況に合わせて打っていくことが、タイムリーに打っていくことが本当に重要だというふうに思っておりまして、そういう意味では、この7年度の全体の区の取組というのは高く評価をするところでございます。

そして、先ほど早川委員から分析ございました、いろいろなデータの、それはまさにそのとおりで、これからの区政を考えていくためにも、そうした分析を共有して、そして私たちも緊張感を持って、これからの区政の運営に関して取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

そこで質問なんですけれども、確かにいろいろなやらなければならない事業は多くなっていく中で、この歳入に関しては、例えば財調の金額もなかなか決まらなかったというふうに思っておりまして、ご苦労があったんじゃないかなというふうに思いますが、その点、どのような感想をお持ちか、教えてください。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 お答えさせていただきます。

令和7年度はというか、令和7年度に限らないのかもしれませんが、なかなか歳入の見通しが難しい中での予算編成、予算執行を迫られた年度であったというふうに感じてござい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

例えば予算編成段階でいきますと、結果的に財調交付金の割合は上がりましたがけれども、その分、歳出のほうも上がっておりますので、物価高騰とか賃金上昇の影響も踏まえますと、歳出が大きく膨らみまして、基金につきましても、令和6年度に引き続き100億円以上取り崩して予算編成を行っております。こういった中で、8年度以降の財政需要も見据えて、持続可能な財政運営を行っていくとともに、歳入の先行きが不透明な中で、限られた財源をいつ、どこに、どのように使って、増大する行政需要に対応して、区民サービスを充実させていくかという点には非常に悩み、苦労したというところがございます。

また、執行段階におきましても、議会の皆様のご協力をいただきながら、補正予算を編成することで迅速に対応できたと考えてはございますけれども、例えば千束保健福祉センターの入札不調への対応ですとか、あと生涯学習センターの機能強化等改修の建設工事のインフレスライドへの対応など、当初予算の編成段階ではなかなか想定し切れなかった建設費の高騰などもございまして、先を見通しながらやっていくことの難しさを改めて感じた年度でもあったなというところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 今おっしゃったとおりで、今まで経験したことのないような、急激なそうした資材だとか人件費だとかの高騰というのは、大きく影響したというのは、私も感じております。これからも、この先のことを考えると、来年度予算の5%マイナスシーリングというのは、これも苦肉の策ではあるかとは思いますが、それも一つの必要な取組だというふうに感じているところでございます。

全体として、激変する中での対応の難しさ、今ありましたけれども、これからもそういう時代が続くんじゃないかなと感じておりますので、その点も含めて緊張感を持って進めていただければと思っております。以上です。

○委員長 ほかにはよろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 以上で歳入歳出全般に関わる質疑を終了いたします。

○委員長 それでは、歳入について、款ごとに審議いたします。

第1款特別区税について、ご審議願います。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 特別区税の、13ページなんですけれども、特別区税の急増の理由を教えてくださいませんか。

○委員長 税務課長。

◆中嶋恵 委員 増加の理由ですね。

○委員長 急増。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中嶋恵 委員 はい、増加の理由についてのどのような要因とか、そういった部分でお願いします。

◎段塚克志 税務課長 主な要因といたしましては、納税義務者数が増えたということ、また1人当たりの所得の伸びが非常にあったということ、あわせて、令和6年度の定額減税が終了したことで、その反動による増という形で考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 前年度比はプラス41億8,000万円、補正後の予算との差でも、さらにプラス4億円で、一方、令和8年度の予算の見込みをマイナス24.9億円として、リーマンショック時の落ち込みと、一方で、ふるさと納税の減収の影響もあると思うんですけれども、その影響額が7年度はどれぐらいになりますでしょうか。

○委員長 税務課長。

◎段塚克志 税務課長 令和7年度の影響については、6月に全国調査というのがありまして、こちらの実績が公表されておりますので、そちらのほうの数字を述べさせていただきたいと存じます。

令和7年度につきましては約22億1,000万円という形で、流出額として公表させていただいております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ふるさと納税額が年々増えていると思うんですけれども、住民税の1割近くが減収になっているということなんですね。すごく大きい額だと思うんですけれども、区への影響がないかどうかということと、国に対して何か要望しているかどうかというのを教えてください。

○委員長 企画課長。

◎川田崇彰 企画課長 お答えいたします。

今、税務課長からも答弁ありましたとおり、約22億の流出額ということで、当然に区にも影響があるものと認識をしております。

区では、特別区長会を通じまして、国に対してふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直しを要望しております。今年も8月の6日に総務省に対して要望書を提出しておりまして、制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに、当面の緊急対応として、ふるさと納税による減収額の一部補填について、地方固有の財源である地方交付税ではなく、国の責任において財源措置を行うことなどを直ちに見直すことを強く求めており、引き続き要望は上げていきたいと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 はい、分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今、中嶋委員と同じで、歳入に関わる一つのマイナスの影響としてのふるさ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

と納税ですけれども、逆に指定給付金、台東区にふるさと納税してくれるというのは、この79ページにありますけれども、3億8,000ぐらいなんです。今、課長の答弁にあったように、流出額というのが22億1,000万ということでありました。これについて、ちょっと遡ってみますと、令和5年が17億、令和6年が19億、今回22億ということでどんどん上がっていつまわっているということです。私がちょっと今日言いたいのは、その構造なんですよ、構造の問題であります。これについて、私、総所得階層別の人数と特別控除額、これをですね、まず、総所得を3,000万円超、あと10億円超、あと一番中間層の500万から700万円ぐらいの層と、この3つぐらいに分けて示していただきたいと、よろしくお願いします。

○委員長 税務課長。

◎段塚克志 税務課長 それでは、金額ごとでお示しをさせていただきたいと存じます。

総所得10億円を超える方、区民の方が、全体で5名がいらっしゃいまして、今回ふるさとのほうで特例控除をしたという方が4名で、控除額については約9,900万円となっております。

続きまして、総所得3,000万円を超える区民の方についてです。こちらは納税義務者全体が1,348人、その中で特例控除を受けた方755人、控除額については約3億5,100万円となっております。

最後になりますが、500万から700万円の方につきましては、全体が1万8,808人、適用というか、特例控除された方が8,422人、控除額については約3億400万円というふうになっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の数字見ると、非常に分かりやすいですね。先ほどおっしゃった10億円以上の総所得の方というのは台東区に5人いて、そのうち4人がふるさと納税、つまり8割の方が納税、これは特例控除を受けていると。ということは、1万人に1人、台東区でいうと1万人に1人が、1万人か、1万分の1ぐらいの4人が、これが総控除額の4.47%、4.5%ですね、つまり、10億円以上の方が4.5%取っちゃって、流出させちゃっているんです、台東区に入るお金をね。そして、総所得3,000万円、これは高額かという、最近ね、どうかというのがあるけれど、でも、大体これで2%ですよ、この特別徴収の中で2%の方が16%の流出をやっちゃっているんです。つまり、ふるさと納税の高額所得者優遇というのは、如実に台東区でも分かるということなんですね。なおかつ、その人たちというのは、間違いなく高額の商品を手に入れていますよ、それはね、これは寄附のなんでね。大体通販になっちゃっているんだ、今。だから、そういう点では、やはりこの矛盾というのは徹底して私たちやらないと、もちろん別の面で、台東区が地場産業をやはりこれするために活用とかいうのは別に否定しないですよ、否定しないけれども、でも、この税制の、何ていうの、悪さというのは、これもう徹底して議会でも告発するし、行政として、区長を先頭に申入れもやっているしというのはそうだけれども、議会としても発信する必要はあると思います。

あともう一つですけれども、外国人の区民税の納税者数、あと課税額、あと区民税額全体に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

わたる、占める割合ですね、ここ5年ぐらいで遡って教えていただきたいと。

○委員長 税務課長。

◎段塚克志 税務課長 お答えいたします。

5年ということですので、令和3年度から順番に答弁させていただきたいと思います。

まず、令和3年度につきましては、外国人の納税義務者数が6,958人ということで全体に占める割合は5.7%、課税額については約8億8,000万円、割合については4.3%でございます。

続きまして、令和4年度につきましては、納税義務者数が7,097人、割合といたしましては5.7%、課税額が約9億8,000万円、全体に対しての割合が4.4%です。

令和5年度につきましては、納税義務者数が7,687人、割合については6%でございます。課税額については約10億4,000万円、割合については4.5%です。

令和6年度につきましては、9,041人、割合については6.7%、課税額が12億3,000万円で、全体に対しての割合については5.2%です。

最後に、令和7年度につきましては、外国人の納税義務者数が1万391人、全体に対して7.5%、課税額が約16億1,000万円、全体に対しては5.9%となっております。以上です。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 いわゆる外国籍の方の納税、区民税の納税というのは、この5年間で課税額として倍に増えているわけですね、8億から16億円。納税義務者数も、倍にはならないけれども、3割増となっているということで、これ、この方たちは選挙権を持ちませんので、自分は税金を払うけれども、全く区政に物を言うこと、全くできないわけじゃないんだな、別に選挙だけが全てじゃないですから。しかし、そういう状態にあると。

しかし、この間、多文化共生の問題でもやったとおり、こういう方たちが地域で経済活動をやりながら、まちづくりの一端も一緒にやっているという、この辺のところというのをね、私は今の納税義務者数と課税額のこれを見ても、私はこれ、改めて、私たち全体で自覚していく必要あるというふうに思っているところであります。そこを言いたくて、今、数字を出してもりました。以上です。

○委員長 ほかに、特別区民税、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第2款地方譲与税について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第3款利子割交付金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第4款配当割交付金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第5款株式等譲渡所得割交付金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第6款地方消費税交付金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第7款環境性能割交付金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第8款地方特例交付金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第9款特別区交付金について、ご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 先ほど高森委員からあった、この財調配分が55.1から56%になった年度、初めての年度なんでね、そういう点ではちょっとふさわしく、これが交付されているのかという角度から質問したいと思います。

台東区の現況、皆さんにもお配りされて、この134と135、ちょっと見ていただきたいんですけど、右肩の135というのが、これがいわゆる一般財源ベースの性質別の歳出ということで、一般財源での歳出が、これ一番トータル見ますと、868億、869億円に近いですね、になっています。それで逆にこれを、本来なっています、歳出総額、ちょっとこれは134ページの歳出総額ですね、これは1,338億、これはもう今日議論しているから非常に明らかな数字です。この一般財源のベースで見ると、特別区交付金というのはどのくらい充足しているのかという問題意識なんですね。つまり、しかるべき、いわゆる東京都が台東区の大都市事務、いわゆる区事務もやっているからということで取られている、取られている言っちゃいけね、取られている部分がちゃんとこちらに、ちゃんとそれだけやっているのか、逆に言ったら、こちら側がやっている分が足りなくなっていないかということでもあります。そうなったときに、私、平成30年の決算委員会ときにやりましたけれども、当時の充足率というのは93.4%というの答弁がありました。不足額は41億円という答弁でありました。この年度はどういうふうになりますか。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 普通会計決算額に対する基準財政需要額、それから特別交付金、自主財源事業も含めましたトータルの特別区交付金の算定額で計算をいたしますと、算定額が合計734億円で、一般財源等の869億円に対しまして充足率84.5%で、135億円が不足しているという状況でございます。

○委員長 秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 135億円、ちょうど、だから8年前は41億円不足だったんですけど、今回、財調の比率が上がっても、逆にもらわないお金が増えている、135億円ということですね。やはり東京都に収奪されている。これはなぜこんなに増えて、こうきちゃっているんですか。ずっと増えているんですね、これ。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 令和7年度につきましては、投資的経費が前年度比133億円の増ということで大きく増えた年度でございます。例えば学校の大規模改修などは、その年度に全額が算定されるわけではございませんで、耐用年数に基づいた工事単価により、複数年で算定されますので、その辺りで差が生じたほか、例えば民生委員・児童委員活動費につきましては、21区で独自に都負担金の基準額に上乗せをして支給をしております。本区も7年度の補正予算で区上乗せ分の増額をお認めいただいているところでございますが、こういった上乗せ分について、これを算定すべきという主張をさせていただきましたが、都側は民生委員法に基づき交付している都の水準が合理的かつ妥当な水準と主張のことで、協議が調いませんでした。こういったものの積み重ねが充足率の低下の要因の一つなのではないかと考えているところでございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の非常に民生委員のやつは、金額が少ないかもしれないけれど、非常に分かりやすい例ですよ。というのは、本来では基準財政需要額の中に当然組み込まなければいけない基準の単価、このようなものを全く東京都は上げていないということに、私は尽きると思うんですね。これが急にこの8年間ぐらいでぐっと膨れ上がったんですね。その前は一進一退なんです。ということは、本来、台東区がもらわなければいけない、台東区の基礎的な自治体が行う事務を東京都はふさわしく出していないということですね、東京都がやっているんだからというんだけど、やっていないということなんです、今の民生委員のお金もそうだけ。

だから、その辺でいうと、135億円、本当は、先ほどの投資的経費の部分もあるから単純じゃないけれども、少なくとも100億円規模で東京都からもらわないといけないんです。このところというのをやはり私たちはあると思うんですね。だから、ただ、これ見ると、国がトプランナー方式って言って、たしか2015年か2016年頃始めて、とにかく効率のいい、つまり自治体を例に取って、そこに見習えということで、どんどん交付、地方交付税、交付金の水準を下げてきた時期があります。それと同じことを財調も、東京都もやっているんだということなんです、と私は思っています。それがここまで、100億円の規模まで拡大してしまったということというのは非常にゆゆしき事態と、何でもどこが都民ファーストなんだというふうに私は委員長にも言いたいんだけどね。

○委員長 よろしいですか。

◆秋間洋 委員 特に、そういうふうに思います。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第10款交通安全対策特別交付金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第11款分担金及び負担金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第12款使用料及び手数料について、ご審議願います。

拌野委員。

◆拌野健 委員 雷門、36ページ、3番、雷門駐車場について伺います。

料金改定があった年ですので、確認させてください。火事もあったので、完全に同時、1年間で比較することはできないんですが、4月から10月の半年間で料金改定による利用台数や売上げ等の変化等、教えていただければと思います。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 お答えをいたします。

車両火災による休止期間を除いた雷門地下駐車場の実績につきましては、まず、概略を申し上げますと、前年度と比較しまして、利用台数はやや減少、使用料収入は増となっております。具体的に令和7年度の月額平均の収入で比較をしますと、令和7年度は月額で約1,800万円、前年度と比較しまして約500万円の増となっております。

一方で、利用台数については、利用率で見ていただくのが一番分かりやすいかと思うので、令和7年度につきましては、成果説明書に記載しています37.8%で、前年度と比較しま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

して5.8ポイントの減となっております。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。値上げの効果は一定程度出ているんだろうなと思いました。3年に一回、金額の見直しをされるということですので、近隣の駐車場の動向も踏まえながら、適切に値上げ、値下げ、値下げはないかもしれませんが、対応していただければと思います。要望で終わります。

○委員長 ほかに。

松村委員。

◆松村智成 委員 2問、通告を出させていただいていますが、これちょっと同じ並びなので、そのまま続けてやらせていただきます。

決算書を確認しますと、観光バス駐車場の使用料収入は、令和5年度が約9,989、失礼しました。

○委員長 何ページですか。

◆松村智成 委員 38ページです、ごめんなさい、になります。令和6年度が約1億1,276万円であったのに対し、令和7年度では1億8,409万円と、前年比で約63%もの大幅な増収となっています。先ほど拝野委員もおっしゃられた料金改定の部分が大きく出ているのだと思いますが、この急増は、先ほど申し上げた、30分400円から1,000円の引上げが要因であると推察しておりますが、先日の交通政策地区整備特別委員会の報告によれば、この改定以降、観光バス駐車場及び乗降場の利用台数は前年比で3割から5割も減少していると示されておりました。

まず、この使用料の大幅な増収と利用台数の激減という状況について、区は料金改定の効果や影響をどのように分析、評価しているのか、伺います。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 まず、ただいま委員のご発言にあったとおり、観光バスの駐車場利用台数は減となっておりますが、使用料収入につきましては、単価改定の影響によりまして増となっております。

成果説明書に記載されてあります有料の合計台数でございますが、こちらから乗用車の分を差し引きますと、観光バスの合計利用台数は5万7,179台で、前年度と比較しまして約7,000台の減となっております。こちらの主要因につきましては、昨年の12月からでございますが、観光庁が公表しています訪日外客数の情報によりまして、中国政府の日本渡航自粛要請を受けまして、中国大手旅行会社が団体旅行の予約を見送っているということが主要因であると考えております。

一方で、単価改定によりまして、使用料収入は、先ほど委員が申し上げたとおりの金額でございまして、前年度と比較しまして約7,000万円の増となっております。

使用料の改定の影響でございまして、使用料の改定は7月に行っておりまして、7月、8月と前年度と比較しまして98%程度で推移をしております、大きな影響はなかったものと考え

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 増収自体は区財政にプラスであって、受益者負担の適正化の観点から、料金改定そのものは、私は理解しております。

しかし、本来、この引上げの目的は、浅草周辺における過度な集中や混雑を標準化し、交通公害を緩和することにあつたはずだと思います。地元住民から高い駐車場代を嫌った観光バスが言問通りや国際通り、あるいは周辺の生活道路に長時間停車し、アイドリング待機をしているとか、あと通学路や歩行者の安全が脅かされているといった切実な声が寄せられております。特に待乳山聖天の近くとかは大分、週に何回も電話いただきます。駐車場が潤う一方で、周辺の生活環境にしわ寄せが行ってしまつては本末転倒なので、料金改定後は浅草周辺の路上待機バスに対する指導、取締りの実態や実績、またその把握はどのようにされているのか、伺います。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 浅草周辺の道路につきましては、監視員を配置しておりまして、常時2ポストの配置を行っております。こちらが巡回指導を行っておりまして、令和7年度の指導実績が2,981件でございまして、前年度と比較して271件の減とはなっております。

しかしながら、路上駐車につきましては、引き続き削減をしていく必要があると思いますので、引き続き努力を続けてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 得られた使用料収入は年間1億8,000万円を超える規模で、また旧下谷小学校跡地に約1億4,500万円かけて新たなバス駐車場を整備する工事契約を結ばれたばかりでございまして。これだけの受益者負担を観光事業者から得たのであれば、その財源は単一に一般財源とするだけでなく、路上待機を抑制するための監視パトロール、今もやっていただいているやつですね、そのさらなる強化や生活道路への進入を防ぐ交通誘導員の配置増など、直接地域住民の生活環境と安全を守る対策へ重点的に還元し、再投資するべきだと思いますので、ぜひ実態に基づいた効果ある追加対策を要望して、終わりたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○委員長 ほかにはございませんか。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 40ページの道路占用、これ毎回やらせていただいているので、今回も点検をしたいと思います。

あと、資料の17、18をちょっと使わせていただきたいと思います。資料の17、私、東京ガスのガス管問題は、私、ライフワークと言ってもいいぐらい、ずっとやってきた問題で、もう三十数年、40年ぐらいやってきて、今回感慨深いのは、ねずみ鑄鉄管がゼロになったということ、延長が。300メートル残っていて、これ大正時代ですよ、多分みんなほとんどがねと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いう老朽管ですけれども、これが台東区内で全てなくなったということですね。これはよかったなというふうに、資料17ですけれども、思いました。

ただ一方で、いわゆる老朽ガスの白ガス管、これが今、非常にガス漏れで事故を起こす原因になっているわけですが、これがまだ区道等に678本埋まっていると、つまり、十数本しか毎年取り替えられていないんで、そういう影響で、結局、ガスの緊急掘削工事件数って、一番下ですけれども、この掘削件数というのは、これはガス漏れがあったんで緊急出動した件数です。土木課が確認している、ここのところという54件と、去年40件よりもはるかにまた増えているんですね。これは本当に区民の安全のためにも、イオンの爆発事故があそこの、この間、熊本でありましたけれども、しかし、やはりガスというのは怖いもんですよ。あれはプロパンだから、ちょっとまた別ですけれども。しかし、やはりこれは東京ガスの責任できちんと、ここの白ガス管については取り替えていただくということ、これは台東会などで促していただきたいということをまず申し上げておきます。

それと、公益企業に対する、資料18ですけれども、道路と公園占用料の政策減免ですね。これを出していただきました。これ見ても、東京電力はじめ、ジェイコムやUSEN、こういうところを含めて、まず、道路のほうで1億9,400、あと公園のほうで88万9,000円か、そんな金額だね、これ。でも、大体2億近い減免がなされていて、これは多分評価替えが、固定資産の評価替えがあって増えたんだと思いますけれども、やはりこれだけ本来だったら病院や中小企業が電柱に出せば、政策減免なんてないですよ、100%払うわけで。そういう点では、こういう公益大企業にはちゃんと固定資産評価で満額払っていただくということが必要だと思うんですけど、この政策減免というのはなぜ行われているのか、これ改めて聞きたいと思います。

○委員長 道路管理課長。

◎三宅哲郎 道路管理課長 道路占用料の公益企業体に対して行っている政策減免についてお答えいたします。

減免の考え方ですが、条例や規則等の定めによりまして、公共・公益上の観点から必要と認める場合に行っております。引き続き条項に応じて、適切に対応してまいりたいと考えております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 やはりここを見直して、大分見直したんですよ、実はね、大分見直したんです。私、19年前の質問でもそうでしたけれども、あのときはもっと減免されていたんです。掛けるが幾つもあったんです。だけれど、ここまで追い詰めた、追い詰めたというか、ここまで取れるようになったんで、3億ぐらいね、前は本当に5億、6億の世界。これが、やはりこれはきちんと取っていくと、これは歳入の問題で、あれだけ財政危機感、皆さん言っているわけだから、そういう点では取っていくということが大事だということだけ申し上げておきます。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 35ページの自転車等駐車場なんですけれども、駐輪場の学割の件の拡充については、以前から風澤議員からも質問させていただいているんですけれども、大学生の学割の適用されましたが、専門学生の学割が対象外となっております。その理由について教えてくださいませんか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 お答えをいたします。

学生区分の適用につきましては、区の自転車駐車場に関する条例の施行規則の中で、学校教育法1条に規定する学校に限定をさせていただいております。したがって、今、委員からご発言のありました124条等に含まれる専門学校、専修学校は含まれないということになります。

こちらを限定している理由につきましては、専門学校等については数が、非常に学校数が多く、それから学校の在り方、在学年数なども様々でございます。また、無認可のスクールや専門学校との識別も困難ということで、現場の実務上、対応が難しいと、そのように判断をさせていただいております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 そうですね、専門学校も幅広い分野での学校がたくさんあるということで、イメージは分かるんですけれども、学生といっても、社会人大学生も専門学生もたくさんいますので、例えばなんですけれども、年齢を設けた学割検討とかいうのはいかがでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 お断りするケースが考えられるかと思うんですが、お断りする場合は、それは不利益処分に該当する可能性がありますので、お断りする根拠をしっかりと定める必要があると思います。ですので、柔軟性のある柔軟い基準を設けることは、実務上は難しいものと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。そうですね、必ずしも大学に行く学生さんというわけではないんで、本当だったら年齢とか設けたほうがいいかなと思ったんですけれども、はい、改めて分かりました。

あと、それからなんですけれども、自転車の法律も4月から変わって、区でも自転車の路上駐輪が大変厳しく回収されてしまうケースが多く増えているんですけれども、以前、石原議員からも質問ありました駐輪場の2段式の導入は、その後についてはいかがでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎清水良登 交通対策課長 特に隅田公園の自転車駐車場でございますが、キャンセル待ちが非常に多い状態となっております。浅草駅周辺等につきましては、新たな駐車場の整備が非常に困難ですので、既存の駐車場の集約効率を上げるために、2段式、油圧式で上げ下ろしがや

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

りやすいような製品などをただいま検討しているところでございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 はい、分かりました。場所、スペースがない中ではありますが、駐輪のスペース確保と2段式についても引き続きよろしくお願いします。以上です。

○委員長 よろしいですか。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 33ページのしたまちミュージアム、令和7年3月からのリニューアルオープンがされましたけれども、年間パスポートの購入者が少ないように感じますけれども、この点に関して、現在までの状況を教えてください。

○委員長 文化振興課長。

◎若山祐樹 文化振興課長 お答えいたします。

区立の文化施設5館につきましては、それぞれ購入した日から1年を期限として、何回でも入館できる年間パスポートを販売しております。現在、したまちミュージアムの令和8年4月から8月までの年間パスポートの購入数でございますが、現在約10名の方に購入いただいている状況でございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 とてもいい場所で、不忍池の目の前の本当にすばらしい施設ができたなということで、以前、江戸博なども区議の皆さんと拝見しましたけれども、昔懐かしい昭和レトロの町並みが見れる、ああいうところに行きたいと思う方がたくさんいらっしゃる、リピーターとしてもいい場所ではないかなというふうに思っておりますので、この年間パスポート、もっとちょっと頑張ってください、場所がいいのでふらっと寄っていただく方が多いかと思いますが、リピーターを増やしていただける努力をしていただけるように、通っていただく方が、公共交通機関を使っていただくほかにも、車でいらっしゃる方もいらっしゃる、上野の地下駐等も利用する何かメリットがあるようなコラボがあったらいいなというふうにも思いますが、条例等の制限もあるかと思いますが、研究していただきたいと思います。要望です。

○委員長 はい、要望で。よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議がありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第13款国庫支出金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第14款都支出金について、ご審議願います。

秋間委員。

◆秋間洋 委員 65ページ、土木費補助金ですけれども、都市計画交付金の歳入があればここに載ってくると思うので、伺いたいと思います。

この年度、あるいは直近でもいいんですが、都が徴収した都市計画税、これは本来だったら基本的な、いわゆる自治体財源ですけれども、これは幾らで、そのうち特別区への都市計画交付金は幾らなのかと、また特別区が行った都市計画事業費は幾らか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長 財政課長。

◎高橋由佳 財政課長 全ての数字が出そろっているのが6年度決算になりますので、6年度決算額で答弁申し上げます。

都市計画税は2,898億円、そのうち特別区への都市計画交付金は199億8,100万円、特別区が行った都市計画事業費は897億円でございます。

なお、令和7年度からは、都市計画交付金は200億円から300億円に増額されております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 今の数字見ても、2,800万、大体2,900億を集めながら、この特別区には897億しか、違う、交付金は199億ですね、200億ですね。ですから、何%なの、1割、1割ですね、1割も切る。先ほどの財調もそうですけれども、東京都の収奪というのはもう本当にすさまじいのがこの都市計画交付金なんですよね。だから、私、もうこれについては私たちが正当な、つまり日本の法律、法律というか、憲法と自治法に基づいて、地方税法とかそういうのに基づいてきちんとやれば、これは今の内部団体的な扱いから、本当に基礎的な自治体に、台東区だけじゃなくて、23区がなるということのためにも、このやつはやはりメスを入れていくべきだというふうなことを主張しておきたいと。以上です。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 私は、文化観光費補助金の部分でお伺いいたします。

国庫支出金においては、オーバーツーリズム対応の観光、ごめんなさい、同じく65ページです。国庫支出金については、オーバーツーリズム対応の観光推進事業費の補助金が計上されていますけれども、都支出金のほうで特にそういったところが見られないんですが、これは、都から特にそういった部分がないのか、または別のところで計上されているのか、ちょっとそこについて教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 観光課長。

◎横倉亨 観光課長 令和7年度都支出金の項目では歳入ございませんが、成果説明書93ページ、諸収入の13番、公益財団法人東京観光財団補助金において、東京都の観光関係の補助金のほうは歳入しているというところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 はい、分かりました。諸収入の款で公益財団法人を介しての補助金があるということで、そこに関しては安心いたしました。

観光環境整備というのは観光都市である本区にとって非常に重要な課題である中で、なかなか正直、ここに関しての財源確保という部分で独自で何かするというのは難しいと思っております。そういう意味でいうと、東京都では宿泊税を徴収していて、特に令和9年度からは宿泊料の3%定率制になるというところがあります。なので、この部分で財源の分配等もいろいろちょっと東京都としっかりと話し合いをしていかなければいけない課題なのかなというふうに思っていますが、財源の配分も含めて、またはその施策、観光環境を守るための施策について、東京都とどのような話し合い、連携を行っているかという部分をお聞かせください。

○委員長 観光課長。

◎横倉亨 観光課長 令和8年導入になりますけれども、東京都は直接補助という形で、東京都直で新規に創設された補助金というのがございます。こちらは東京都のところで地域の生活と調和した観光推進事業という補助金を創設しまして、令和8年度につきましては使用しているところでございます。

なお、当然ながら、この令和8年度の補助金を創出するに当たりまして、台東区には現状ですとか課題等について、ヒアリング等の実施がございました。本区の事情についてはいろいろとお伝えしているところでございます。

また、なお、観光振興の今、ビジョンの方針を定めておりますが、会議体におきましても、担当の都の職員が参加しているなど、様々な側面から情報などを、要望などを伝えているというところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 ごめんなさい、確認なんですけれど、その辺は令和8年度、令和7年度においてもそういった部分に関して、いろいろ話し合い等々を、都と連携がかかっていたという認識でよろしいですか。

○委員長 観光課長。

◎横倉亨 観光課長 委員おっしゃっているとおり、令和7年度におきましても、様々な機会を捉えましてお話をさせて、要望をさせていただいているところでございます。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 かしこまりました。東京都との連携、しっかりとされているということで安心しました。先ほど来東京都との財源の話等々出ていますけれども、こういった部分もしっ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かり東京都と、財源の配分等々も含めて、しっかりと引き続き取り組んでいただくよう要望して、終わります。以上です。

○委員長 ほかは。よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第15款財産収入について、ご審議願います。

富永委員。

◆富永龍司 委員 72ページですね、利子及び配当金のところで伺います。

冒頭、今の現在の基金の運用については伺ったんですが、やはり今年度、予算より50%増えているということで、特に来年度も多分、今年より、さらに50%増えるような運用ということが示されています。この辺で、やはり先ほど金利の上昇とかいろいろあったんですが、何か運用で少し変えていることとかあるんでしょうか。

○委員長 会計課長。

◎落合亨 会計課長 すみません、令和8年度の運用ということでお答えさせていただきます。

令和8年度ですが、金利見直しが複数回見込まれていることから、1年未満の定期預金を中心に運用を行っております。これによって、預け入れを再度、金利上昇分を反映できるようにしております。

なお、この方針ですけれど、公金運用検討委員会において専門家の意見を聞きまして、昨今の金融情勢の下では、債券の運用よりも、短期の預金等の運用により、金利上昇局面での利益を着実に得るべきとの助言をいただきましたので、今後もこの取組をさらに進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 そうですね、今後もまだ金利が上がるという予測がされている中、やはりその辺は臨機応変な運用していただきたいと思いますし、あと、安定的な運用をしなければいけないというのはもちろん理解はしておりますが、やはり債券等々、国債とかの金利も上がってきているんで、いろいろな方法を模索していただかないと、基金も預けていくだけだと、物価上昇とか含めていくと目減りしているというところもありますし、今後の借入れも、先ほどあったとおり、金利が上昇していくということもありますから、その辺、できる限りでいいんで、やはり積極的な運用をしていただきたいと思いますし、よろしく願いいたします。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 自分も関連で、私も通告しているので、ただ、ほぼほぼ今、富永委員のほ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

うでおっしゃっていただいたので、ほぼほぼ、私も話す内容としては同じでした。相当今回、好調であったんですけれども、様々な工夫もされているということで安心しており、安心ではないんですけれども、先ほど早川委員の質問の際に年利0.342%という話がありましたけれども、地方財政法で厳正な縛りがある自治体での基金運用としては、ほか自治体と比較しても比較的高い利率なのかなというふうに思っておりまして、そこについては高く評価しております。

ただ、富永委員のおっしゃっていたように、物価上昇率、令和7年2.6%程度だったことを勘案すると、やはり目減りしているのは事実ですので、今後もしっかり、さらなる工夫を、ほかの自治体で台東区よりも高い利率でうまくやっている区とかいうのはまだまだあります。港区など0.46とかだったとちょっと記憶しているんですけれども、そういった事例もありますので、しっかりそういった他区事例等も調べつつ、効率的に運用していただくよう、引き続きお願いいたします。以上です。

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第16款寄附金について、ご審議願います。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 79ページのふるさと納税の部分ですね、についてお伺いいたします。

ちょっと先ほどふるさと納税の部分について、税制としておかしいだろうという話が出ています。私も全くそのように思っておりますけれども、ただ、制度としてある以上、出ていくことだけを指くわえて見ているわけにはいかないというところで、ここに関しては非常に重要な部分なのかなという観点を持って、ちょっと数字の確認だけさせていただきます。

令和6年度と比較してほぼ横ばいという結果ですけれども、全国的に寄附額の総額が令和6年度に比べてどうなっているのかという部分をまず教えてください。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 お答えいたします。

総務省の調査結果を基に全国の自治体での寄附受入額の合計で申し上げますと、令和7年度、金額が約1兆3,314億円となっております。前年度と比較すると5%弱の増加となっております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 5%増加しているということで、全体の規模感というのは膨れているということが確認できました。その中で横ばいというところがちょっと残念な結果なのかなというふうには思っております。

それに加えて、23区の各区の状況も確認したいんですけれども、23区、台東区のほかにも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

取り組んでいるところはあると思うんですが、多いところで大体、上位5区ぐらいでいいんですけれども、どれぐらいの寄附金額があるのか、また台東区、23区で大体どの程度の位置にいるのかという部分についても確認させてください。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 失礼いたしました。23区内での寄附受入額の令和7年度の金額についてでお答えをいたします。

一番多い区から、渋谷区が約21億円、千代田区が約19億円、新宿区が約14億円、墨田区が約12億円、5番目が文京区で約7億円となっております。

◆田中宏篤 委員 台東区の大体どれぐらいかという部分に関して。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 台東区につきましては約3.8億円となっております。

○委員長 順位は。

田中委員。

◆田中宏篤 委員 大体その順位的な部分でどれぐらいの位置につけているかというところ。

○委員長 経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 大変失礼いたしました。順位につきましては、ちょっと今、順位を出してはおりませんけれども、大体10位、23区の中では10位に位置づけております。

○委員長 田中委員。

◆田中宏篤 委員 はい、分かりました。こちら、ちょっと他区の状況等も比較すると、他区と競い合う性質のものではないということは十分理解しているんですけれども、とはいっても、ちょっとやはり寂しい結果だなというふうに思っておりまして、取組を強化する必要があるというふうに感じていますが、その部分に関して、産業経済費のほうで質問させていただきます。ここは、ここでは数字の確認だけでした。以上です。

○委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第17款繰入金について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第18款繰越金について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 第19款諸収入について、ご審議願います。

拌野委員。

◆拌野健 委員 90ページの弁償金の2、生活保護弁償金の生活保護弁償金と返納金について伺います。

監査意見書の10ページの歳入決算対前年度比較表によりますと、令和7年度一般会計の収入未済額は16億2,700万円で、前年比から7,200万程度増加しております。その内訳を確認しますと、同意見書の12ページにあります特別区税の収入未済額では、前年度から1,327万減少しておりました。一方、同冊子の、その監査意見書ですけれど、23ページの諸収入収入未済額では、10億6,450万8,797円で、前年度から約9,000万円増加していることが分かりました。さらに、その同冊子の24ページ、諸収入収入未済額が増加した主な項目として、生活保護弁償金と生活保護返納金が上げられておりました。

そこで、成果説明書の内訳を確認しますと、90ページ、生活保護弁償金では、基本の合計行、収入未済額が約7億8,562万6,000円となっております。また、95ページ、25番、生活保護返納金では、収入未済額が2億3,866万3,404円となっております。この2つの合計を足し合わせますと10億2,428万9,388円であり、諸収入収入未済額の約96.2%を占めることが分かりました。

これらを踏まえて、3点伺ってまいります。

第1に、生活保護弁償金と生活保護返納金について、それぞれどのような理由で返還、徴収が必要となり、未収残高の増加につながっているのでしょうか。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えします。

まず、弁償金です。弁償金には大きく2つございます。1つは、生活保護法第63条を根拠とする返還金です。こちら、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者になります。代表例としては、公的年金の受給資格がありながら、請求をせずに保護の申請に至った場合が挙げられます。保護課が年金受給の申請に協力することで、遡及して受給するに至ります。そういう場合に支給した保護費と清算する過程で、返還金が発生するというも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

のになります。令和7年度に新たに返還いただくことになった法63条の返還金、約380件の合計は1億7,000万円ですが、金額のおよそ3割はこういったケース、年金の遡及の受給のケースになります。

もう一つの弁償金が、生活保護法第78条を根拠とする、いわゆる不正受給になります。就労収入の申告を意図的に行わなかった、あるいは過少申告するなどした場合に科されるものになります。7年度に新規に発生したものの件数は98件です。およそ8,000万円となりますが、大半はこの就労収入の過少申告がその理由となっています。

これら弁償金ですね、今の63条、78条の弁償金につきましては、保護課としても注力し、年金受給権の確認の徹底ないしは課税調査による収入把握を行っております。結果として発生金額が大きくなっている状況はございますが、一方で、対象となる方がやはり生活を困窮されている方のため、徴収の難しさもございまして、未収額が増えている状況はございます。

もう一つ、返納金でございますが、こちらは保護費を月初めに1か月分前払いで支給しているため、月の途中で受給者の方の生活状況に変化が生じて発生する過払いになります。例えば就労収入、年金収入の増加による収入認定額の増加、世帯構成の変更、失踪による保護の廃止など、それらを理由に結果として過払いになった保護費の返還を求める場合に発生するものになりまして、どうしても発生してしまうものになりますが、発生を把握でき次第、ケースワーカーを通じて速やかに返していただくように努めております。以上になります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 分かりました。返納金について分かりました。

続きまして、弁償金について改めて伺いますが、返還、徴収が必要になる事態をできるだけ早い段階で防ぐ取組について伺います。

収入や生活状況の変化の把握をする仕組みや必要な申告の案内など、どのような対応を今行っているのでしょうか。令和7年度に特に実施した取組などありましたら教えてください。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 まず、前提としまして、生活保護が開始になる際、ケースワーカーより、収入申告が義務であること、必ず説明をしております。また、ご本人から、受給されるご本人から書類にご署名もいただいております。また、現在受給なさっている全ての受給者の方に、基準改定等のタイミングで周知も行っておりますし、さらには課税調査も実施しております。

また、7年度に実施した取組として、7年度からですが、年金収入について、年金額の改定時期にマイナンバーによる情報連携を活用して、速やかに年金額の変更を把握するように努めております。

さらに、令和8年度から就労者に毎月の収入申告、今までも強く指導していましたが、8年度からは稼働年齢層の未就労者に対しても、3か月ごとに収入申告書を郵送し、申告するように案内をしております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

これらと合わせまして、年2回の家庭訪問、2回程度の家庭訪問と合わせて、生活状況の変化を細かく捉えるように取り組んでおります。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。よく分かりました。

弁償金について、生活状況に応じた納付の相談についても伺わせてください。

返還、徴収の対象になった方の収入や生活力、納付の見通しなどをどのように把握して、納付の仕方、相談等をしていると思うんですが、どのようにやっているかを教えていただければと思います。

○委員長 保護課長。

◎行天寿朗 保護課長 お答えします。

どのように状況把握しているかなどですが、弁償金については、債権額を確定する過程で返還の、返還対象の方とのやり取りがどうしても必要になりますので、その中で自主的に全ての方と納付相談を行っておりまして、生活に支障がない範囲で返還についても相談しているという状況です。

○委員長 拝野委員。

◆拝野健 委員 ありがとうございます。そもそもこれをやっているのはケースワーカーがやっていたらという、結構ケースワーカー自体の業務量が多い中で債権の管理も行うということは大変負担が大きいだろうなと思います。ケースワーカーの業務に注意しながら、引き続き取り組んでいただけたらと思います。要望で終わります。ありがとうございます。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 93ページです。2番の地方公共団体情報システム機構、J-LISですけれども、の補助金です、13億です。情報システムの標準化、あとクラウド及びネットワークの基盤という、歳出のほう見ると、大体大きく分けてこの2つへの補助金になると思うんですが、全くこの歳出の規模からすると足りないように私には見えるんですが、移行経費以外の運用経費、これは対象にならないのかということと、あと自治体から国に支援を求める動き、またそれに対する国の対応はどうかということについてお伺いしたいと思います。

○委員長 情報システム課長。

◎軍地亮典 情報システム課長 お答えいたします。

本補助金は、移行経費のみを対象としておりまして、運用経費は対象にはなってございません。

次に、国に対しての動きですけれども、国に対しては、東京都及び特別区長会等の連名で必要な財政措置を講じるよう、共同要請を行いました。その後、国の対応としましては、令和7年12月の補正予算で標準化の運用経費に関する補助金として、地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金が措置されてございます。

○委員長 秋間委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆秋間洋 委員 ということはあれですかね、これからはJ-LIS通じてというよりか、その方向に行くのかなと思いますが、一番関心なのは、標準化することによって、どのくらい経費が増えるのかというんですが、この辺の推計というのはどうなんですか。

○委員長 情報システム課長。

◎軍地亮典 情報システム課長 現在も標準化の移行中のため、比較の精査がちょっと難しい状況なんですけれども、新たにできた運用経費の補助金の関係で、令和8年度運用最適化計画というものをつくってございまして、その中で行った試算でお答えさせていただきますと、移行前の令和5年度と、仮定ベースにはなりますけれども、前システムの移行が完了した令和10年度の運用のみの経費の比較というものを試算してございまして、その試算では約2.1倍となる試算となっております。

○委員長 秋間委員。

◆秋間洋 委員 国のこのガバメントクラウド、この方針で自治体の今までのシステムあるいはクラウドもいろいろ利用したりしていたわけなんですけれども、それが2.1倍に経費が増えるわけですよ。これというのがやはり国にね、先ほど市長会とかそういうところもいろいろな要請しているというのは分かりましたけれど、やはりこれは相当な経費の増になるということだけは確認できたので、ここについては、さらに国に対して金をよこせということは主張していただきたいということでありまして。以上です。

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 ここで経営改革担当課長から発言を求められておりますので、ご聴取願います。
経営改革担当課長。

◎三谷洋介 経営改革担当課長 先ほど田中先生からいただきましたご質問の中の23区の寄附受入額の5番目の自治体につきまして、先ほど文京区とお答えさせていただきましたが、正しくは世田谷区で約8億円でございました。おわびの上、訂正させていただきます。

○委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

○委員長 第20款特別区債について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上で歳入全部の審議を終了いたしましたので、歳入について仮決定いたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、歳入については、仮決定いたしました。

○委員長 次に、歳出について、ご審議いただきますが、審議方法については、各款ごとに審
議、仮決定することで既にご了承いただいております。

さらにおはかりいたしますが、総務費、民生費、衛生費、文化観光費、土木費、教育費につ
いては、項ごとにご審議いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

理事者が席を交代いたしますので、少々お待ちください。

(理事者、席を交代)

○委員長 第1款議会費について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上をもって、本款についての審議を終了させていただきます。

本款について、仮決定いたしたいとします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本款については、仮決定いたしました。

○委員長 本日の予定は、以上で終了いたしました。

次回の委員会は、明日午前10時に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 0時13分閉会